

入 札 説 明 書

令和6年度藤枝総合庁舎清掃業務委託に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 公告日 令和6年2月13日
- 2 入札執行者 静岡県藤枝財務事務所長 河本 大輔
- 3 担当部局 〒426-8663 静岡県藤枝市瀬戸新屋362番地の1
静岡県藤枝財務事務所管理課
電話番号 054-644-9111
- 4 業務委託内容等
 - (1) 入札番号 藤財第19号
 - (2) 業務名 令和6年度 藤枝総合庁舎清掃業務委託
 - (3) 業務場所 静岡県藤枝市瀬戸新屋362番地の1 静岡県藤枝総合庁舎及びその敷地
 - (4) 業務概要 静岡県藤枝総合庁舎の庁舎清掃
詳細は仕様書による。
 - (5) 業務期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 本県における庁舎等管理業務競争入札参加資格（営業種目2清掃を有している者であること）。
 - (3) 入札参加資格確認申請書等の提出期限の日から落札決定までの期間に、庁舎等管理業務委託業者入札参加停止基準に基づく入札参加停止を受けていないこと。
 - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てが成されている者（更正手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てが成されている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
 - (5) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下イにおいて「法」という。）第2条第2号に該当する団体
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下イにおいて「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用している者

- (6) 事業協同組合、企業組合、協業組合、官公需適格組合その他の組合が参加する場合にあっては、当該組合の組合員でないこと。
- (7) 静岡県内に本社を置く者であること。
- (8) 静岡市又は藤枝財務事務所管内（焼津市・藤枝市・島田市・吉田町・牧之原市・川根本町）に本社又は委任を受けた営業所を置く者であること。
- (9) 静岡県庁舎等管理業務競争入札参加資格者名簿の審査付与数値が70点以上の者であること。ただし、「障害者雇用企業登録者名簿」登載者又は「静岡県次世代育成支援企業」認証企業は、審査付与数値にそれぞれ5点を加した数値が70点以上であること。
- (10) 静岡県庁舎等管理業務競争入札参加資格者名簿登録上の従業員が20名以上の者であること。

6 入札参加資格の確認等

- (1) 本入札の参加希望者は、次により入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）を作成のうえ提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者、又は入札資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

ア 提出期限 令和6年2月26日(月) 午後4時30分まで

イ 提出先 上記3に同じ

ウ その他 申請書及び資料は、各1部及び長3号封筒（簡易書留料金を含む切手434円貼付）を併せて申込先に持参又は郵送（簡易書留に限る。）することとし、電送によるものは受付しない。

- (2) 入札参加資格の確認は、申請書、資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和6年3月4日（月）までに通知する。

- (3) 申請書は、別記様式1により作成すること。

- (4) 資料は、次によるものとする。

ア 静岡県庁舎等管理業務競争入札参加資格審査結果通知書の写し

イ 上記アの通知を受けた者から委任を受けたものが入札に参加する場合は、委任状の写し

- (5) その他

ア 申請書及び資料の作成及び申込みに係る費用は、提出者の負担とする。

イ 入札執行者は、提出された申請書及び資料を入札参加資格の確認以外に、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出期限後における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

エ 提出された申請書及び資料は、返却しない。

オ 提出された申請書及び資料は、公表しない。

カ 申請書及び資料に用いる言語は日本語に限る。

7 入札資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 入札資格がないと認められた者は、入札執行者に対して入札参加資格がないと認めた理由

について説明を求めることができる。

- (2) (1)の説明を求める場合には、令和6年3月13日（水）までに書面（様式自由）を持参することにより提出しなければならない。
- (3) 入札執行者は、説明を求められたときは、令和6年3月19日（火）までに説明を求めた者に対して、書面により回答する。
- (4) (2)の書面の提出先は、上記3に同じとする。

8 契約書案、設計書、仕様書、申請書、入札書及び入札心得等（以下「設計図書等」という。）の交付

設計図書等の交付を次のとおり行う。

- (1) 申請書類等ダウンロードサービス（静岡県公式ホームページ電子行政サービス）による配布
令和6年2月13日（火）から令和6年2月26日（月）までの期間、無料で配布する。
<http://www2.pref.shizuoka.jp/all/sinsei.nsf/indexView>
- (2) 上記3での配布
令和6年2月13日（火）から令和6年2月26日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後4時30分まで、無料で配布する。郵送による配布を希望する者は返信用切手250円分を貼付した返信用封筒（定形外）を上記3まで送付すること。

9 設計図書等に対する質問

- (1) 本入札の参加希望者は設計図書等の内容について質問をすることができる。
- (2) (1)の質問をする場合には、令和6年3月5日（火）までに書面（様式自由）を持参することにより提出しなければならない。
- (3) 入札執行者は、質問に対して書面により、令和6年3月8日（金）までに回答する。
- (4) 回答は、令和6年3月11日（月）から令和6年3月13日（水）までの午前9時00分から午後4時30分まで縦覧に供する。
- (5) 縦覧場所は上記3に同じ

10 現場説明会

現場説明会は実施しない。

11 入札執行の日時及び場所等

- (1) 入札執行日時 令和6年3月22日（金）午前10時00分
- (2) 入札執行場所 藤枝市瀬戸新屋362番地の1
静岡県藤枝総合庁舎 本館1階 第7会議室
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満切捨）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 入札書は封書に入れ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「3月22日開札（入札）[令和6年度藤枝総合庁舎清掃業務委託]の入札書在中」と記入しなければならない。
- (5) 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、委任状を持参させなければならない。

- (6) 入札者又はその代理人は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (7) 入札者又はその代理人が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。
- (8) 入札執行回数は2回を限度とする。
- (9) 入札書の受領
 - ア 郵送、電送による入札は認めない。
 - イ 入札書の提出に当たっては、入札参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。

12 開札

開札は上記11に掲げる日時・場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。

13 入札の無効

公告等に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書及び庁舎等管理業務の委託に係る一般競争契約入札心得（以下「入札心得」という。）において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

なお、入札参加資格のある旨を確認された者であっても、確認の後、庁舎等管理業務委託業者入札参加停止基準に基づく入札参加停止を受けて入札時点において入札参加停止期間中である者等、入札時点において5に掲げる資格のない者が行った入札は無効とする。

14 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

15 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金は免除する。

16 契約書作成

契約の締結にあたっては、契約書を作成しなければならない。

契約締結は令和6年4月1日とする。

17 支払い条件

月々の実績払いとする。なお、各業務の実施時期及び支払い条件は別紙のとおりとする。

18 その他

- (1) この入札は、当該業務委託に係る令和6年度静岡県一般会計予算の成立を条件とする。
- (2) 入札参加者は、入札心得及び契約書案を熟読し、入札心得を遵守すること。
- (3) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、庁舎等管理業務委託業者入札参加停止基準に基づく入札参加停止を行うことがある。
- (5) 落札者は、本契約を締結するに当たり、労働関係法令を遵守する旨を記載した誓約書を提出すること。また本契約に基づく業務の一部を他の者に行わせ、又は当該業務に派遣労働者に関わらせようとするときは、全ての下請負者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を提出させ、その写しを契約担当者に提出すること。
- (6) 本契約について、契約の内容を記録した電磁的記録により締結することを希望する場合

は、落札決定を行う前までに電子契約同意書兼メールアドレス確認書を上記3まで提出すること。

- (7) その他詳細不明の点については、静岡県藤枝財務事務所管理課（電話番号054-644-9111）に照会すること。

別紙 各業務実施時期及び支払い条件

業 務 項 目		実施時期	支払い条件
清掃業務	日常清掃	開庁日	毎月
	定期清掃 (床)	5～2月	年1回
	窓ガラス清掃	9月	年1回
	側溝清掃	6、9、12、3月	年4回